



令和3年10月27日
全国社会保険労務士会連合会
近畿地域協議会 会長 成瀬雅義

PRESS RELEASE

近畿2府4県の社会保険労務士が コロナ禍の今、一斉無料電話相談会を開催

全国社会保険労務士会連合会近畿地域協議会（会長：成瀬雅義）は、12月2日の「社労士の日」に、長引くコロナ感染症の影響で、困っている労働者や会社経営者を対象に、社会保険労務士が電話にて様々な悩みごとの相談に応じます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け様々な労働問題が起きています。事業縮小による雇止め、解雇、もしくは勤務先が閉鎖になることもあります。「コロナに罹患し後遺症で出勤できない」、「濃厚接触者になり陰性なのに出勤停止と言われる」、「ワクチンを打ちたくないのに強要される」など今までにない事案も出てきています。

コロナ感染症の影響だけでなく、10月から最低賃金が28円も上がり対応に苦慮している会社もあります。こんな状況であっても、働き方改革の一環で「同一労働同一賃金」「時間外労働の上限規制」「パワハラ防止法」が中小企業にも大きな影響を与えます。しかし、「どんな準備がいるのか」、「どんな法律で何をしなければならぬのか」よくわからなくてお困りの会社もあります。

そこで、日頃、労働問題で会社や労働者の相談に応じている国家資格者である社会保険労務士が、電話にて労働社会保険諸法令に基づき、悩みに寄り添いアドバイスを行います。助成金に関する相談にも応じます。もちろん無料です。

電話相談の方法は、下記のダイヤルにお電話をいただくと、最寄りの社会保険労務士会に繋がり、待機している社会保険労務士が相談に応じます。

近畿2府4県の社労士が、コロナ禍で困っている労働者や会社経営者の力になります。もちろんコロナ関連以外の年金・労働関係等の一般的な相談にも応じます。

電話相談の開設日、時間、電話番号は下記のとおりです。

（近畿2府4県の社労士による無料電話相談会）

開設日：令和3年12月2日（木）～社労士の日～

開設時間：10時～17時

電話番号：0120-048-642（ぜひ-しゃろうしに）

主催：全国社会保険労務士会連合会近畿地域協議会

滋賀県社会保険労務士会 京都府社会保険労務士会 大阪府社会保険労務士会

兵庫県社会保険労務士会 奈良県社会保険労務士会 和歌山県社会保険労務士会

<本件に関するお問合せ先>

〒530-0043 大阪市北区天満2丁目1-30 大阪府社会保険労務士会

近畿地域協議会事務局 担当：松井、上田 TEL06-4800-8188